

地方独立行政法人岩手県工業技術センターの監事となるべき者の選任理由

地方独立行政法人岩手県工業技術センター(以下「センター」という。)は、企業等の求めるものに対応した工業技術に関する試験研究の成果の移転及び普及等の業務を総合的に行うことにより、企業の新製品の開発及び技術力の向上を支援するとともに、地域技術の振興、伝統産業の活性化及び産業の創出を図り、もって岩手県における産業の振興及び経済の発展に寄与することを目的とする法人である。

そうした組織にあつて、監事のポストには、地方独立行政法人法等の関係法令に基づき、センターの業務内容の適正性・法令遵守状況など、業務全般の監査を行い、必要があると認められるときは、理事長又は岩手県知事に意見を提出することが求められる。

そのため、センターの監事は、このような監査業務を的確に遂行できる十分な能力を有していることが求められる。

三上藤雄氏は、長年にわたる国税局での勤務において、仙台国税局総務部会計課長、青森税務署長を歴任し、税務に関する法律、経済、会計等の各分野に精通するとともに、税理士として豊富な実務経験と高度な専門的見識を有していることから、同氏はセンターの監事として最適な人物であると考え、監事となるべき者として選任したところである。

地方独立行政法人岩手県工業技術センターの監事となるべき者の選任理由

地方独立行政法人岩手県工業技術センター(以下「センター」という。)は、企業等の求めるものに対応した工業技術に関する試験研究の成果の移転及び普及等の業務を総合的に行うことにより、企業の新製品の開発及び技術力の向上を支援するとともに、地域技術の振興、伝統産業の活性化及び産業の創出を図り、もって岩手県における産業の振興及び経済の発展に寄与することを目的とする法人である。

そうした組織にあつて、監事のポストには、地方独立行政法人法等の関係法令に基づき、センターの業務内容の適正性・法令遵守状況など、業務全般の監査を行い、必要があると認められるときは、理事長又は岩手県知事に意見を提出することが求められる。

そのため、センターの監事は、このような監査業務を的確に遂行できる十分な能力を有していることが求められる。

菅原繁雄氏は、長年にわたる岩手県信用保証協会での勤務において、中小企業に対する金融相談や経営相談の支援業務などに従事するとともに、中小企業診断士として法人会計やコンサルティングに関する豊富な実務経験と高度な専門的見識を有していることから、同氏はセンターの監事として最適な人物であると考え、監事となるべき者として選任したところである。